

徳島県告示第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年四月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社福光	小松島市横須町一三番七七号	ヘルパーステーション くろーばー	小松島市横須町一三番七七号	訪問介護	令和五年四月一日
株式会社 Be Br ave	大阪市西区京町堀二丁目九番 一〇号ブリエール京町堀9A	訪問看護ステーション ビブレ藍住	板野郡藍住町東中富直道傍示 六七一一	訪問看護	同